

4 昇 格

(1) 昇格の要件

(ア) 一般的要件

(i) 昇格させようとする職務の級がその職務に応じているものであること。

規則7—33

第20条

(ii) 級別資格基準表に定める資格（必要在級年数又は必要経験年数）を満たしていること。

規則7—33

第20条第1項

(iii) 級別資格基準表の資格基準を「別に定める」こととされている職務の級へ昇格させる場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級に1年以上在級していること。

規則7—33

第20条第4項

※ この場合の在級期間の計算は、民法の規定の期間計算の例による。

昭和44年通知
第91号
第20条関係

(iv) その者の勤務成績が良好であること。

規則7—33

第20条第2項

(イ) 要件の特例

(i) 職務の級に在級する期間が1年に満たない職員をその職務の特殊性等により特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、人事委員会の定めるところによるときは昇格させることができる。

規則7—33

第20条第4項

(ii) 現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を新たに取得した場合（例えば採用試験合格、上位学歴取得した場合）等には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

昭和44年通知
第91号
第20条関係

規則7—33

第21条

(iii) 外国派遣条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は学校・研究所等の公的施設での長期の調査・研究等に從事して休職にされた職員が復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

規則7—33

第22条第1項

(iv) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

規則7—33

第22条第2項

(v) 公益的法人等派遣条例第4条に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要と認められるときは、規則7—33第20条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

規則12—1

第4条

(2) 昇格させた場合の号俸の決定

昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表（参考資料9参照）の号俸欄に定める号俸とする。

条例第5条第4項

規則7—33

第23条第1項

(3) 昇格させた場合の号俸決定の特例

(ア) 上位資格の取得等による昇格又は殉職者等に対する昇格の場合で2級以上上位の職務の級への昇格であるときの給料月額は、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして得られる給料月額とする。

規則7—33

第23条第2項

(例) 公安職給料表2級81号俸から公安職給料表4級へ昇格する場合

公安職2—81 → 公安職3—69 → 公安職4—53

(イ) 上位資格を取得した場合で前記（２）による号俸が初任給として受けるべき号俸に達しない場合は、昇格後の号俸を初任給として受けるべき号俸（注）とすることができる。	規則 7—3 3 第 2 3 条第 3 項
（注）「初任給として受けるべき号俸」とは、学歴免許等の資格及び経験年数による初任給の調整等初任給決定の規定により得られる号俸をいう。	昭和 4 4 年通知 第 9 1 号
(ウ) 降格した職員をその降格後最初に昇格させた場合において、前記（２）により決定される号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ個別に人事委員会事務局長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。	第 2 3 条関係
(エ) 教育職給料表の職務の級 2 級から 3 級への昇格の場合の号俸の特例について	第 2 3 条第 4 項
平成 2 1 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（一）の職務の級 2 級から 3 級又は教育職給料表（二）の職務の級 2 級から 3 級に職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、規則 7—3 3—4 9 による改正後の規則 7—3 3 （（オ）において「新規則」という。）第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表（参考資料 9 参照）の昇格した日の前日に受けていた号俸に対応するその者に適用される給料表の別に応じた昇格後の号俸欄に定める号俸に決定するものとする。	昭和 4 4 年通知 第 9 1 号 第 2 3 条関係
(オ) 教育職給料表の職務の級特 2 級から 3 級への昇格の場合の号俸の特例について	規則 7—3 3—4 9 附則第 2 項
平成 2 1 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（一）の職務の級特 2 級から 3 級又は教育職給料表（二）の職務の級特 2 級から 3 級に職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、新規則第 2 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その者の特 2 級への昇格がなく引き続き 2 級に在職したと仮定した場合の号俸を昇格した日の前日に受けていた号俸とみなして、当該号俸に対応する別表（参考資料 9 参照）のその者に適用される給料表の別に応じた昇格後の号俸欄に定める号俸（昇格後の号俸の額が、昇格した日の前日に現に受けていた特 2 級の号俸の額を下回る場合は、当該号俸の額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸））に決定するものとする。	平成 2 1 年通知 第 3 2 8 号
5 降 格	
(1) 降格させた場合の号俸の決定	
その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。	規則 7—3 3 第 2 4 条第 1 項
(2) 降格させた場合の号俸決定の特例	
(ア) 職員を降格させた場合で、当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときの号俸は、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして得られる号俸とする。	規則 7—3 3 第 2 4 条第 2 項
(イ) 前記（１）及び（ア）によって得られる号俸に決定することが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て降格後の号俸を決定することができる。この場合において、その号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。	規則 7—3 3 第 2 4 条第 3 項
(ウ) 教育職給料表の職務の級 3 級から 2 級への降格の場合の号俸の特例について	規則 7—3 3—7 1 附則第 2 項
令和 5 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（一）の職務の級 3 級から 2 級又は教育職給料表（二）の職務の級 3 級から 2 級に職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、規則 7—3 3—7 1 による改正後の規則 7—3 3 （（エ）において「新規則」という。）第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、降格した日の前日に受けていた号俸に対応するその者に適用される給料表の別に応じた降格後の号俸欄に定める号俸に決定するものとする。	令和 4 年通知 第 2 3 8 号
(エ) 教育職給料表の職務の級 4 級から 2 級への降格の場合の号俸の特例について	
令和 5 年 4 月 1 日以後に、教育職給料表（一）の職務の級 4 級から 2 級又は教育職給料表（二）の職務の級 4 級から 2 級に職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、当分の	

間、4級から3級、3級から2級に順次降格させたものとし、4級から3級への降格について新規則第24条第1項の規定を、3級から2級への降格について（ウ）の規定をそれぞれ適用し、決定するものとする。